

旭川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

旭川市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和5年10月5日

旭川市議会

議長 福 居 ひでお 様

提出者 議会運営委員会

委員長 中野 ひろゆき

旭川市議会会議規則の一部を改正する規則

旭川市議会会議規則（昭和38年旭川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第50条を次のように改める。

第50条 削除

第80条の見出し中「起立」を「電子表決システム等」に改め、同条第1項中「問題を可とする者を起立させ、起立者」を「電子表決システム（議席ごとに設置された機器を操作することにより賛成又は反対の表決をし、その結果を議場内に表示する装置をいう。以下同じ。）により、問題を可とする者」に改め、同条第2項中「議長が」を「前項の場合において、議長が」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 電子表決システムによる表決においては、問題を可とする者は賛成ボタンを、問題を否とする者は反対ボタンを押さなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

第82条中「否」を「，問題を否」に改める。

附 則

この規則は、令和5年11月13日から施行する。